

議会基本条例策定代表者会議

○平成26年7月23日（水曜日）

場 所 第一会議室

出席議員 15名

座 長 森 戸 洋 子 議員
副 座 長 宮 下 誠 議員
中山 克 己 議員
鈴木 成 夫 議員
片 山 薫 議員
渡 辺 ふき子 議員
斎 藤 康 夫 議員
水 上 洋 志 議員
板 倉 真 也 議員

湯 沢 綾 子 議員
白 井 亨 議員
林 倫 子 議員
小 林 正 樹 議員
百 瀬 和 浩 議員
五十嵐 京 子 議員

欠席議員 0名

事務局職員出席者

議会事務局長 加 藤 明 彦
議事係長 内 田 雄 介

議会事務局次長 飯 田 治 子
庶務調査係長 清 水 伸 悟

午前10時24分開会

○森戸座長 おはようございます。議会基本条例策定代表者会議を開会いたします。

本日も引き続き素案たたき台についての議論を行います。

本日は前回の議会運営委員会から引き継いでおります、一つは文書質問制度について。これはみんなの党が4月7日に提案をされた第10条の市長と議会の関係の中で、議員は、必要に応じて市政の諸問題について、市長等に文書で質問することができるという提案を頂いています。これも併せて議論を進めていきます。併せて、委員会の活動についてということで、行政報告と所管事項の質疑について時間があれば若干議論を進めていきたいと思えます。

前回の議論の中では、前回というのは改選前の議論の中では、これは不一致でありました。みどり・市民ネットからは、閉会中に行政に対する質

問をできるようにするため、また委員になっていない委員会の所管する事項について質問をできるようにするため、文書質問制度を創設し、議会基本条例に盛り込むということでありました。

これに対して、各会派からの意見もありましたが、自民党が意見集約用紙にかなり詳しく述べられております。これを述べましょうか。文書質問制度を導入している国会や地方議会の行政担当部署の現状等を見て、行政の阻害要因となっている点について問題視されてきている。一つに、行政の負担が非常にかかる。これは当然のことながら、文書で回答することになるので、本会議、委員会等と同じ正式な答弁となることから、文書による回答に関しても同様の行政の中でチェックが入ることになるため。また、市の場合、回答する内容によっては庁議や執行の首長、副市長等の決裁を経ての回答となる形から、非常にプロセスが煩雑になっていくという点として、行政の負担が問題

視されている。

データの調査に関しては、行政機関の処理能力をはるかに上回る作業を強いることによって行政サービスを低下させるという指摘もある。実際に、国会では議員が行政サービスに何ら関係のない質問を行って、行政側は非常に膨大なデータの回答を行うといった実例もあり、結果、行政の処理能力に支障を来しているという指摘が一般的にされている。さらに、このケースでは実際にそのデータを流用して国会で審議がされるとか、それをもとに法律の改正があったという形跡は全くなく、個人的なデータの開示、もしくは近親者、家族の著書出版に関するデータ調査等といったものに悪用されていた事実があったという。

国会や都議会では議員の数が多く、本会議や委員会では質疑に立てない所属議員の質問の機会として質問主意書を活用して対応している背景があるが、小金井市議会の場合は委員会や本会議で十分な質疑の時間が保障されていることから、疑問、質問等があればそこで質問することも可能な上、また、資料請求という制度により、これも行政の負担を強いているという指摘もあるが、小金井市の場合、従来から市長部局では誠意対応をしておき、請求した資料により情報がある一定得られるということで、別段の方法を用いなくても、現状、問題点はないと考えているというのでございます。

こういうご意見があって、不一致となりました。この問題について事務局の方からよろしくお願ひします。

○飯田議会事務局次長 では、最初に文書質問の概要について、若干ご説明させていただいて、あと他市の事例、5市ばかり聞いておりますので、ご紹介させていただきたいと思ひます。

文書質問制度というのは、議員が執行部に対し文書で質問を行う方法で、法令上の禁止規定はないので、会議規則に規定すれば制度を設けること

ができるというふうにされております。ただし、質問というのは口頭によることが原則でございますので、文書質問制度というのは例外的な取扱いになるところでございます。国会などについては、国会議員の数が多ということから、会派の人数に比例して口頭質問の時間が割り当てられているので、口頭質問を補完する意味合いがあるというふうに言われております。

実際の運用を見ますと、質問時間の少ない小会派が活用したり、答弁内容を明確な形で残したいとする議員が活用されているというふうに言われております。また、文書質問制度というのは、あくまでも例外ということで、会議規則ではそういった想定がされていないために、これを制度化するためには会議規則に規定する必要があるというふうになっております。

また、文書質問制度というのは、会期中のみ認められる制度でございます。閉会中は議員が法的に活動し得る状態にないため質問できないということになっておりまして、5市ばかり聞いた中では、四日市市が通年議会にした上で文書質問制度を導入しているというところがございました。

そもそも言論の府ということで、口頭での質問が原則でございますので、これ以上に文書質問をやるのかどうか、やる必要があるのかどうかというふうに考えた場合に、例えば一般質問では会派の数に関係なく、本会議場で1人おおむね1時間以内ということで質問ができますし、委員会の質疑でも会派の数に関係なく時間制限なく質問の機会がございます。

それで、議会運営上、議員数が多い国会や都道府県議会などについては、物理的に全ての会派に質問の機会を長らく与えるということが無理ということで、こういった文書質問制度を導入している市とか都道府県があるというのでございます。

それで、四日市市の例などを見ますと、こちらは一般質問の時間割り当てが1人当たり15分とい

うことで、例えば5人会派なら15分掛ける5人という形になりまして、その5人会派の中で時間の割り振りはその中で話し合っていたことにはなりますけれども、答弁を含めて1人当たり15分というような時間制限がある中で、それを補完する意味合いということで文書質問制度があるというところでございます。

本市の場合、会議時間などを見ておきますと、例えば平成24年の時間を見ると、本会議が160時間47分ということでございました。それから、こういった、前にシンポジウムでお配りした、他市議会と小金井市の議会の会議時間の比較などを見ますと、小金井市が本会議は145時間に対して、ほかの市は100時間以下のところが多く、60時間というようなところもございました中で、十分な審議時間が確保されているのかなというところもでございます。あと、常任委員会については172時間、特別委員会については214時間という、2010年度の実績がでございます。こうした中でも、会派の数に関係なく十分な会議時間があるのかなというふうには思っております。

そういった中で、文書質問制度を導入する意味合いというところでございますけれども、四日市市のような制限のある中でやるのか、それともこれ以上、さらに会議時間が足りないとか、何か不足な点があって文書質問制度を設けていくのかというのを、まずご議論いただく必要があるのかなというふうに思っております。

あと、運用上のことにつきましては、5市聞いたところ、四日市市は文書質問制度、通年議会を設けた上でやっているわけでございますけれども、ほかの市は閉会中やあるいは開会中、一部やっているところもございますが、そういった意味では法的に議員が活動し得る状態にない閉会中にやるというのがどうなのかということが一つ問題点としてあるかと思っております。

それから、文書質問制度の導入によって、質問

時間を制限していくといたしますか、前に、ある議員から、より効率的な議会ということで質問時間が減っていくと、文書質問制度を導入すれば質問時間が減っていく、会議の効率化になるのだというお話がございましたけれども、質問の回数とか質問時間に制限を設けていくのかというところもでございます。

あと、文書質問の続きを本会議や委員会で行うとなると、その続きですとか、あと関連が分かりにくいというところもあるかというふうに思っております。文書質問でのやり取りの内容を、その質疑の場で紹介するというようなことになると、また時間がかかって、そういうことなら初めから口頭で質疑をした方がいいのではないかとこのところもあるかというふうに思っております。

あと、ホームページに質問書や答弁書を掲載して公表する場合、目のご不自由な方には読めないというところで、ユーストリーム中継ではそういった文書上のやり取りの質問の方は聞けないというところがございます。

それから、都議会の例なんですけれども、こちらは都議会の方も文書質問制度を導入しておりますけれども、一般質問をした議員は、その会期中は質問できないというふうになっております。都議会の方は通年議会は導入しておりませんが、その会期中に認めているわけでございますけれども、定例会中で一般質問をした議員は、その会期中は文書質問はできないというふうになっております。

そういった形で、文書質問制度がなぜ必要なのかというのをご議論いただいた上で、さらにその導入をするのであれば、運用上、どういった問題があるのかというところをご議論いただきたいと思います。

それで、先ほどは四日市市の例をご紹介したところですが、滋賀県長浜市、あと三重県松阪市、あと東京都多摩市、栃木県下野市について聞いておりますけれども、実態として件数が非常

になくて、今まで導入後0件から1件ということで、実態がほとんどないということでございます。四日市市につきましては、かなりやっております、平成23年には15件、平成24年には6件、平成25年には7件ということで、8人の議員が質問をされているということでございます。質問される議員はちょっと偏りがあるかなというところがございます。

こちらにつきましては、先ほど申し上げましたように、1人当たり一般質問の時間が15分ということで、会派の数を掛けて決めているというところで、一定、少数の会派について文書質問をする意味はあるというところがございます。

ほかの市につきましては、やはり実態がなかなか少ないというところで、詳細な規定というのが設けられておりません、今後、議長判断で許可していくとか、あるいは議長判断で決められない場合は議会運営委員会に諮るというようなところで文書質問を受理するかしないかというのを決めているというところがございます。

以上、ご紹介させていただきました。

○森戸座長 ということであります。皆さんの方からご意見があれば。

○百瀬議員 前回の、改選前の議論で、みどり・市民ネットの会派の意見ということで、閉会中に行政に対する質問をできるようにするためというふうに書いてあるんですが、先ほどのお話だと、基本的に閉会中の運用というのはやられていないというお話なので、これ、きっと通年議会の議論とセットでやっていかなければいけないのかなという感じなんですけど、ちょっとその辺はいかがか、教えていただきたいんですけど。

○鈴木議員 これは私の考えなんですけど、文書質問、採用する、採用しないという話とはまた別に、本会議と閉会中の議員の立場ってあると思うんですよね。そのところの違いを、一度事務局の方から説明をいただいた上で、閉会中どうする、

これは先ほどの委員会の扱いとも関連してくると思うので、ちょっとそのところを解説いただければなと思うんです。

○飯田議会事務局次長 議員が法的に活動し得る状態というのは、あくまで議会の開会中でございます。閉会中は活動できないという形になっております。ただし、委員会で閉会中の継続審査案件で議決されたものについて、その委員会を開いているときは活動しているわけでございますけれども、閉会中は基本的に法的に活動し得る状態にはないと。ただし、今現在、情報提供ということで部局から随時情報を得ているというところはございますが、基本的に閉会中に正式な質問というような形、議会議員としての活動というのはできないという形になっております。

○森戸座長 それは、根拠はどこですか。閉会中に活動できないという。地方自治法第102条の2。(不規則発言あり)

ちょっと休憩します。

午前10時40分休憩

午前11時開議

○森戸座長 再開いたします。

閉会中の活動というのは、議会活動ではないということで、ちょっと整理したいんですが、議員の活動としてはいろいろあるわけですし、その言い訳というか、区分というか、きちんとする必要があるかなと思うんですが、閉会中は議会活動とは言わないんだということなんです。

では、それを踏まえながら、文書質問の必要性などについて、ちょっとそれぞれお考えがあれば伺わせていただければと思いますが、もう1回、斎藤議員とか白井議員の、すみません、協議会の中で言われたことを。(不規則発言あり)みんなの党ね。そうか、そうか。

○百瀬議員 先ほど、閉会中は議会活動ではないという話が、ちょっと冒頭出たので、何と言って

いいか、非常に話が難しいんですけども。基本的には閉会中でも質問することによって本会議の円滑な質問ができるような資料収集という前提に立って、この文書質問の提案というのは、我々の方からさせていただいております。

それで、実際、先ほど来出ている、閉会中は議会ではないということとか、もろもろ行政報告や所管事項の質疑というものが、ある意味、黒に近いグレーだということを考えたときに、なかなかやはり提案したものなんですけれども、通年議会とか、もうちょっと大きなくりの議論を同時にしていけないと難しいのかなと、今、思っております。

○森戸座長 いかがでしょうか。

○五十嵐議員 前回の素案たたき台でも、一定議論になったようで、先ほど座長の方から紹介されました自民党の詳細な見解が述べられて、大変共感するところがあると思っております。

それで、幾つか事務局の方からも法的なところで指摘がありました。基本的には小金井市の現状の中で、どうしても質問時間が足りないとか、そういうような状況があって文書質問をという提案であれば、ちょっと考えることもあるのかなと思うんですが、今の現状においては結構時間、やはり保障されていると私は思っておりますので、特にそれを補完する文書質問制度が必要とは思えないというふうに思っております。文書質問制度に関しては現時点では賛成はできないというふうに発言をさせていただきます。

○白井議員 ちょっと今の段階で反対、賛成、明確に言えないところはあるんですが、まず、私、個人的には1人会派として、今やらせていただいている中では、自分自身が所属していない委員会、ちょっとこれについては質問してみたいと思うところがあったりはします。そういった意味では、こういった制度があることによってそれが果たされる面もあるのかなというところではあり

ます。

さっき、余り明確に提案理由はおっしゃられなかったんですけど、もう一つ、私としては、確かに閉会中に聞きたいことがやはり出てくることもあるんですね。要するに、だから、タイミングの問題だと思うんですね。だから、議会というのは定例会は年4回、3か月ごとに行われるわけなんですけれども、何かその都度その都度、やはりリアルタイムで聞きたいこととか公的に質問しておきたいこと、調査したいことというのは出てくるものですから、そういうときにこういう制度があることによって議会、議員としてのより効果的な活動ができる、そういう制度なのかなと思っております。

ただし、ちょっと迷っているところで言いますと、やはり運用の問題がありまして、自民党がこの素案たたき台の申し送りのところにも書かれています。やはり使う人によって乱用してしまっていて、逆に行政の仕事を阻害してしまうという一面はあるのは、私も感じておりますので、その運用次第かなというところではあります。現状ではちょっと迷っていますが、ただ、この文書制度の、質問制度のメリットというのは、ちょっと冒頭述べたところはあるとは思っております。

○斎藤議員 私も今のところ、ちょっと賛否は表明できないんですけども、本音と建前とあります。本音とすれば、文書質問制度、絶対あった方がいいというふうに思っているんですが、建前の部分でこれを許してしまうと、先ほど座長の方から協議会の中で、文書質問の質に関してちょっと問われたときに、質問によって市政、行政の態度が変わるようなこと、もしくは行政の見解というものを求めるということであればいいわけなんですけれども、ただ単に自分の勉強不足を補うような、いわゆる勉強会的な質問を、自分が調べればいいことを行政に質問をぶつけて、ただ単に自分が勉強するというような質問であれば、それが行政の

妨げになるということであれば、これは本末転倒のことであるので、その必要な部分と、一旦条文をつくってしまうと、それをどのように運用するかは議員次第というふうになってしまっていて、そこにある意味ネックになる。もしくは文書質問制度をつくったにも関わらず、それを制限する別のまた条文をつくらなければいけないとか、そういうことになってしまう可能性があるのですが、今、非常に私は悩んでいるところで。

今、本音のところはつくりたい。建前とすれば、そういう弊害も出てくる可能性があるんじゃないかというところで迷っているところです。

○森戸座長 ありがとうございます。

○小林議員 私たちも、今の制度の中で十分な発言の機会は確保できていると考えております。先ほどの説明がありましたけれども、会派制度の考え方、また、その上の委員会の制度、その上での委員外議員の発言の制度、こういったもので、何が足りないのか、そこがいまいち、今の提案の中では不明確かなと思っております。今の中で十分になっているのではないかと思いますし、あと、閉会中という話もありますけれども、議会活動ではないということでもありますけれども、私たちの多くの実態とすると、やはり議員活動としての様々な対応というのが大きな部分を占めていると思います。それが議会に生きてきていると思うんですけれども、そういった意味では閉会中にいろいろ部局に聞いたことも誠実に、可能な範囲でお答えいただいていると思いますし、それがもし議会活動でないとしても、非常勤の公務員の、私たち、立場ですよ、公務員の皆さんにお伺いをし、答えが出ているわけですから、それが議事録に残らないですけれども、公のものではないとは思っておりません。

そういった意味において、また、今までの議会の中でもそういった閉会中のやり取りの内容が議会の中に持ち出されることもあったかと思えます

し、そういった意味だとこの制度を設けることが、何か大きく変わるのかなという、まだぴんと来ないところがある現状であります。今の発言の機会の中で十分に運用できるのではないかと考えております。

○森戸座長 ほかは。

○水上議員 前回の素案たたき台のときに、うちの会派は、意見としては何か表明はしていなかったと思うんですね。議会基本条例なので、やはりある程度の客観性を僕は持たないといけないと思うんですね、文書質問をやる、やらないにしても。それで、そうやって考えたときに、一つはやはり1人会派の方が、文書質問というのは口頭質問が基本で、それを補うものであるということ、質疑の機会が、例えば時間が制限されているとか少数会派で委員会に参加できないとか、そういう場合で考えると、白井議員が言われたとおり、1人会派で一つの常任委員会しか参加していないと。ほかの常任委員会で、要するに質問したいことがあって、それをどう保障するかと。委員外議員の質問というものもあるし、本会議で議案については上程されるときに質疑というのはあるわけだから、だから陳情については委員会で質問したいことを文書質問するか、委員外議員で質問するかということはあるんだけれども、口頭質問を補うという点で考えて、客観的に考えて補足しなければいけない可能性がある部分としては、そういうところかなというふうな感じはあるんですね。

あと、個人的に議員活動をやっている中で、果たして文書質問が必要かどうかというのは、確かにあるに越したことはないという気はするんですが、ただ情報提供は随時行っていますよね。行っているというか、部局に聞いて、ある程度、今の必要な情報を今の段階で教えてもらうということはあるし、例えば何か突発的な事件が起こったときに、各委員会の協議会で対応するということがも行われていますよね。それ以外に補足して文

書質問までやる必要があるのかなというところは、僕としては、今のところは客観的な理由としては、ちょっと思い浮かぶところがないというような感じですか。議員の調査権であるとか、そういうものを拡大していくということかというと、一般論でいうとあった方がいいかなという気持ちはするんですけど、あくまで客観的な理由、僕は持つべきだろうというふうな気持ちはあるので。そういう点から考えると、そういうところかなというような、個人的な意見ですけど、そういうふうに考えております。

○板倉議員 ちょっと補足でよろしいですか。1人会派の方が文書質問制度の必要性は、多分求めているんじゃないかと思ってるんですね。それで、定例会中や臨時会については、質問する機会はあると。問題は閉会中。例えば、閉会中に自分の担当でない委員会の扱っている案件について文書質問で回答を求めたいと。では、その委員会に所属している委員の方は、委員会の中で答弁があった内容、質疑があった内容については理解しているけれども、文書質問の内容については把握できないと。どのような答弁をされていたかも分からないというのが閉会中に行われるという動きがあるわけですよね。それは後からこういう質疑、文書質問があって、こういう回答をしましたよというのを配るという手はあると思うんですけども、それが後日になってしまうということもあって、一定整理しなければいけない部分はあるなと思ってるんです。

そうすると、水上議員も言われましたように、小金井市議会においては文書質問制度をするまでもない状況が結構あるんじゃないかという思いはしております。

○森戸座長 ほかにいかがでしょうか。

○鈴木議員 まず一番最初は、提案理由の背景を少し説明いただいて理解したいなというのが、まず最初にあります。それと、やはりこの文書質問

制度、議員の数が多くて議員1人当たりの発言時間が少ない、ここを補完するために生まれた制度だということを考えると、小金井市議会では必要ないのではないかという思いです、今の現状では。

さっき、どなたかも言いましたけれども、閉会中でも議員としての活動は可能で、ここで行う質問に対して、私もそうですけど、部局は非常に丁寧に対応してくれますし、この閉会中のやり取りは必ず本会議の中で、例えば一般質問に反映されるものなんですよ。小金井市議会自体の審議時間も他市に比べて非常に長いということを考えると、発言の機会は十分に保障されているところで、この文書質問、現状では必要ないと。繰り返しになってしまいますが、そういう意見です。

○森戸座長 小金井・生活者ネットワークとか片山議員はいかがですか。

○林議員 賛成か反対かということは、まだ明確には答えは出ていないんですけども、やはり先ほど白井議員もおっしゃったように、自分たちが出ていない委員会で質問をしたいということがありますし、それがタイミングということもありますので、文書質問制度があるということは、一定運用の仕方などを協議しなければいけない部分は多いとしても、あってもいいのではないかなというふうには、今のところは考えています。

○片山議員 私は基本的に賛成なんです。先ほどから1人会派という話も出ていますが、これ、提案の一番最初は6人の会派から提案されてきているわけなんですけど、人数が少ない会派にとってのということもありますけれども、それ以外にも文書で回答してもらおうということが必要な場合があるのではないかと考えています。文書で質問したのに対して文書で回答が来るわけですよね。口頭ではなくて文字で回答をもらうということが必要な場合を想定していた方がいいかなと、私は思っています。

また、これは別のあれなんですけれども、やは

りいろいろな形で、先ほど議会事務局次長の説明の中に、目が見えない方は文書で回答があっても見えないということではあったんですが、耳の聞こえない方は結局ユーストリームで放送されていても聞こえないわけなんです。手話通訳の話も出ていましたけれども、そういったいろいろな方が議会に参加できるようなことを想定していく場合に、例えばそういったやはり文字で書くことは書くというか、パソコンなどは割といろいろな形で使えるので、そういった形で意思を伝える、質問をするということが可能になるようなツールではあるなとは思っています。ですので、私にはある種、障がいクリアできるような、そういった観点からも考えていくことはできるのではないかと思っているのです。是非とも何らか、このルールもかなりきちんとした設定は必要なんですけれども、前向きな形で考えていただければと思っています。

○森戸座長 大体出ましたか。

○百瀬議員 先ほど来、皆さんおっしゃっていたとおり、今、小金井市議会の現状を見ると、質問時間が少ないとか発言の機会が少ないというレベルの話では、ちょっとないのかなと。そういう中で1人会派という小金井市独特というか、1人会派の方の委員の問題、それとあと閉会中の扱いがやはりこの背景に、一応私どもは考えたいというか、それが理由でご提案させていただいているんですが、先ほど来、やはり閉会中の扱いの難しさ、あと会議規則の難しさというのは、今、これだけいろいろな意見を伺った上でちょっと感じております。

でも、基本的には一つの閉会中や自分が委員になっていない場合の合理的な資料収集の一つのツールにはなるのではないかなと考えておりますので、前向きに検討していただければと思います。

○中山議員 皆さんのコメントを聞いていて、自由民主党は基本的にこの意見で変わりはないんで

すが、例えば小金井市議会の場合は1人会派とか多数会派とかという、今、表現はあるかもしれませんが、基本的にはどの会派に属していても質疑等についてはきちんと平等に扱われていると思いますし、逆に会派の人数が多いことによって議会運営上発言を大分割愛するようなこともあって、むしろ多数会派の、特に自民党は今最大会派ですが、ここの多数会派が文書質問、必要ないかなというふうに思っている現状で、余り運用上要らないんじゃないかというふうに考えています。

それはどうしてかといいますと、むしろ多数会派の方が発言の機会は、僕は何か少ないような気が、感じているんです。感じてはいるんですけど、でも、公平、公正な議会ですから、それは公正にされているんだというふうに思っています。それで、その上で、例えば閉会中の質問をどうするかというような話があるんですが、私は実際にほかの方もそうだと思いますけど、何か聞きたいこととか資料収集、やりたいことがあれば直接担当部局に行ってお話を伺ったりできますし、議事録に載らないということにはなりませんけれども、ある程度情報収集できると。

それから、行政の仕事の中において、突発的に緊急性のあるものって、全くないとは言いませんけど、基本的には緊急性のあるものって余りないと思うんです。ですから、定例会中、もしくは閉会中に議員が個々に調査をかけて、それで部局の方に聞きながら調べていくということは非常に可能であるかなというふうに思っています。逆に文書による回答となると、それが形として残りますので、そういう意味でいうと部局の方も回答するのに口頭によるものよりはきちんとチェックをかけて、場合によっては市長の決裁までとって回答しなければいけないということを考えると、私は逆に行政側の作業が非常に煩雑になっていくんじゃないかということで、目的を達成できるのであれば、私は閉会中の質問というのは直接聞けば

分かると思っていますし、議事録等に掲載するというようなことを、もししないといけないというご判断であれば、閉会中の委員会もしくは次回定例会の中で質疑していくというようなことをできますので、そういう意味でいうと、文書質問をあえてやる必要があるのかなと。

それから、最後は、公開制の話があるんですが、行政が文書で答えた内容をどう公開していくかという、つまり議事録にも残りませんし、どの議員がどんな質問をかけたかということも運用でカバーできるのかもしれませんが、分からないわけです。そういった中で、質問した議員だけではなくて、やはりほかの議員や市民の方にもきちんと公開をしていくような手続を踏むようなことを考えると、定例会中、閉会中の審議の中でやっていけばいいという考え方で変わらなと思っています。

○斎藤議員 今の中山議員のも、別に反論とかそういうことでなくて、例えば国会でいえば、あれは文書質問は応えるの閣議決定なんですよ。だから、変に国会の中でも一大臣、一回答者が言ったというよりも、逆に言うと重くなってしまう可能性もあったりするわけですね。もし文書質問制度をやるとすれば、これは市長決裁に多分なると思うし、必ずこれは議事録と同じように公開をするという前提になると私は思いますので。

○森戸座長 四日市市議会の文書質問はホームページで公開されていますね。議員の質問と市長の答弁、両方とも公開をすると。それはそうなると思うんですね。

○板倉議員 それで、皆さんのご意見もちょっと伺いたいと思っているんですが、文書質問の是非については、まだ日本共産党市議団として明確にだめとも言い切れるものではないと思っています。ですが、委員会での質疑が行われますよね、閉会中に。委員会質疑が行われていて、正式な、公開の場での、ユーストリーム中継も入った質疑が

行われていて、そこでの答弁というのは公式だし重い答弁になります。

例えば、それが終わった後に担当の委員会が扱うような案件、議題について文書質問がされる。そこでの回答というのは公式回答になる。そうすると、公開の場でユーストリーム中継で行われていた委員会での答弁を更に例えば上回るような回答が文書質問の中で出てきたとすると、委員会って一体何だろうかなという疑問なども、私は持っていますよね。その点は、文書質問制度を求められている皆さんはどのように整理されているか、ちょっと伺いたいと思うんですけども。

○片山議員 今の板倉議員の疑問というのは、答弁のことですよね。行政側の答弁がどうなのかということですよね。それは、だから、質問者というよりは行政側の問題だと私は思うんですが。それは委員会での答弁であれ文書質問での答弁であれ、どういうふうに整合性を持っていったりあるいは発展していくのかというのは、それは行政側の問題ですよね。そういうことではないんでしょうか。

○五十嵐議員 多分、今、板倉議員が言った質問というのは、例えば行政で何か事業が進められていると。現時点で、例えば委員会が開かれている時点ではここまで決まりましたみたいな話になったと。そこまでが最新情報として担当委員会に報告されたと。次は、また次の委員会まで何日かありますよね。その間に事業がまた事態が進んでというか、新たな展開になったと。そこで文書質問をされた人だけには新しい答えが出たと、新たな展開がと。それに対して、質疑も担当委員会では質疑もなく出されてしまった。もう時間を追うとそういうことになってしまいますよね。

そうすると、担当委員会としては自分たちでそのことに対して全然意見もなく質疑もしないうちに表に1人の人を通じて出てしまったということに対して、では担当委員会の重要性というか重さ

というのはどうなるんだろうかという意味ではないかと私は思うので、そういうことではないかなと思いますけど。片山議員のそれに対する答えがちょっと違っていたかなと思ったので発言しました。

○森戸座長 それは運用ですよ。だって、小金井市の議会って一般質問でやろうと思ったら、委員会にまだ報告していないのでできませんなんていうことって結構あるではないですか。それはおかしいよというふうに、公開の場で質問することなんだから、一般質問できちんと答えてほしいと言うんだけど、小金井市は答えないですよ。委員会に報告していないので、それはちょっと答えられないのでみたいな。(不規則発言あり)人によって違う。いろいろね。だから、そういう意味では文書質問も委員会に報告していないものを答えないという行政側のルールがあれば、それはそういうことになっていくのかなと思うし、それはいい、悪いは別にして。委員会制度を重視する行政ですから、小金井市は。そういうことにもなっていくんじゃないかと思うし、そういうことを私たちが求めたときにどう判断するかというのはあるとは思いますが。

○五十嵐議員 私はむしろ、今の委員会制度を重視している行政の対応は、それが筋かなと思ってます。だから、そういう意味では板倉議員の懸念みたいなものに対して、例えば文書質問をしましたが、委員会がまだ報告していないので報告できませんというふうに答えられるとすれば、その文書質問というのは何なのかなという思いもしないでもないというのもあるんですね。

それと、ちょっとついでに、先ほどからの議論を聞いて、私は今2人会派ですけど、2人会派でも参加できない委員会はありますよね。ただ、だけれどもそのためにこそ一般質問という制度もあるというふうに思っています。参加できないところに関しては一般質問の制度で補うことがで

きると思っていますので、そういう意味ではそういう理由での文書質問制度が必要だというのは余り賛同できないなというふうに思っていますけど。

○斎藤議員 これは私の単なるイメージなんですけれども、今みたいな時系列的な問題に関しての文書質問って、私は文書質問ってそういうものではないというふうに思っています。行政の見解なり、こちらの主張なりを主張し、その結果、行政に反映できるような、先ほど座長が言った、重みのあるものではないかなというふうに思っています。文書質問をしたら数日の後に戻ってくるなんていう、そんなイメージではないんです。私は。正直言います。次の定例会辺りにやっと返ってくるというイメージでいるんですよ。

ですから、今みたいな形でいえば、情報提供という形で別に議事録も何も残す必要はなくて、その段階でそういう経過になっているということを議員が知ればいいわけであって、私は、それは文書質問の制度の問題ではないというふうに思っています。イメージですけど。

○森戸座長 四日市市議会では文書質問について、一般質問として行う内容に相当する程度とし、質問書においてその趣旨が理解できるよう具体的に記載するということなんです。

議会は、文書質問に当たっては大量等の質問により執行部の職務に支障の生じることのないよう配慮をするものとし、大量等の文書質問がなされた場合には、議会運営委員会においてその取扱いを協議するものとするという規定になっているんですね。

ということで、一定のルールが四日市市などはあるということですね。四日市市は開会中は質問は行わないというふうになっているんです。

(「通年議会ということですよ」と呼ぶ者あり) そうよね、議会期間中は文書質問をできないものとする。議会期間中、だから、3、6、9、12月、定例会中はできないと。それ以外はできる

よということですね。だから、今、議論を聞いていて幾つかあったと思うんです。例えば議案だとか請願、陳情に対する質疑が1人会派では、委員会が全部入れないので、できない場合があると。そのときに文書質問として出すということもあるんじゃないかということかなというのと、それ以外の質疑、質問、市政の政策に対するきちんとした見解をもらいたいという場合とあるのかなというふうに思うんですけど。あとは必要性はないと。

中山議員からは、会派人数が多いことで質問を割愛するというか、ちょっと会派人数の関係なんですか、それは。

○中山議員 ちょっと誤解があってはいけないので、要は会派の人数に関係なく、質問時間等はきちんと確保されているということで、我々も議会運営上スムーズに運営するということにおいては、議長、副議長に協力をしていくということで、発言を控えたりすることもあるんですね。ほかの会派の方もそうかと思うんですけど。逆にそういうことで聞きたいことも表の場で聞けなくて、議会、委員会以外のところで確認をしたりというようなこともありますので、むしろそういう意味では自主的に控えているので、なかなか聞きたいことも聞けないときもあるんですがという意味で言ったんです。それはこちらの勝手なことなので。要は一般的には質問時間は公平に、1人会派でも多数会派でも確保されているから、そういう意味での発言でした。

○森戸座長 あと、例えば閉会中でも開会中でもそうなんですけど、私たち議員として、あそこはどうなんだ、ここはどうなんだと部局にいろいろと伺うことって結構ありますよね。

部局の方はどう考えているんですかね。口頭で、電話とかであってとかいろいろあるけど、そういう方がいいのか、文書で出してもらった方がいいのか。その辺りどうなんですかね。

では、ちょっと休憩します。

午前11時37分休憩

午前11時46分開議

○森戸座長 再開いたします。

部局のいろいろな手続上、私たちの議員活動に対する手続上のシステムというんですか、それも一定いろいろとあるかなというのは分かったと思うんですが、どうでしょうか。今、もうちょっと、先ほど休憩中に渡辺ふき子議員から、文書質問を導入してほしいという議員の皆さんのご意見をもう少し伺いたいということなんですが、その必要性ですよ。

いかがでしょうか。

○鈴木議員 休憩中に出た渡辺ふき子議員のお考えに同感なんですね。文書質問でなければできないことは一体何なのかということだと思えます、ポイントは。現状、私たちも2人会派ですので、所属できない常任委員会があります。しかし、もし質問を行おうと思えば、これは委員外議員の発言ということで保障されているというふうに考えていますので、そのことについては小金井市議会議員、平等の原則というところでは、そういった権利が保障されているというふうに考えているんですね。そういった中で、さらに文書質問がどうしても必要なんだという、そのところをやはりしっかりと確認させていただきたいなというのが今の思いです。

それと、先ほど文書質問、バリアフリーの観点からこれが必要なんだというお話が出たかと思うんですが、これは文書質問の問題とは、私は切り離して、別の場所の議論で行うべきことなのかなと考えています。予算があれば要点筆記とか、これは議会報告会、視察に行つて他市の事例を見ると分かりますけれども、そういった対応で要点筆記を入れる、それをスクリーンに投影して、話している内容を明らかにしていくといった工夫をしているところもあります。手話通訳もしかりで

す。これは議会の在り方として、これからその問題をどう考えていくかと別の議論のところが必要なかなということと考えて、これは文書質問の問題とは切り離す方がいいのかなと、現時点ではそういう考えでいます。

○中山議員 議会をべっ視、軽視するという意味ではないんですが、やはり行政のマンパワーといいますか、力というのは、市民サービスにまず全力を投入していただきたいと。確かに議会对応というのは重いものでもありますし、市民の方から選ばれて我々議会に来て、そこで質疑等をさせていただいているわけで、それはもう軽視できるものではないというふうに思っていますけれども、バランスの問題だと思うんですね。本当に市民の皆さん方の市政を目指すということであれば、やはり議会の方も効率のいい運用を目指すべきだというふうに考えておまして、今の現状、文書質問をしなくてもきちんと質疑が保障されているということを考えれば、私は何ら議会の中で文書質問ができないからといって、いろいろな問題が出てくるというふうには思っておりません。ですから、行政の方に、市民に対するエネルギーを使っただけのような効率化の中で、どうしても文書質問が必要だということであれば、やはりそこはご意見として伺いたい。それで、それが最終的に市民の皆さんのためになることであれば、我々も前向きに検討していかないといけないかなというふうに考えています。

○斎藤議員 文書質問の必要性なんですけれども、我々議会の中では議案という形で市長部局もしくは我々議員提案というのももちろんあるんですけども、ある意味では議案という形で出てきたものをどう協議するかということで、言ってみれば受動的な形になることが多いわけですけども、それを能動的に行っていく質問というのは一般質問ですよ。それは3か月に一遍、1時間の時間で、これが十分であるかどうかというのは、その

議員によっても違うし、考え方によっても違うわけですから、3か月に一遍、1時間の時間では足りない、その問題というのは議案にも条例にも予算の中にも含まれていないこともあるということがあれば、私はそれは文書質問として十分する必要があるというふうに思っています、先ほど、座長の方から他市の例で一般質問に準じる、それぐらいのレベルの質問だという話がありました。

小金井市の場合は、一般質問においても一問一答を許されていますので、逆に言えばかなり小さな問題も扱える状況になっていますので、一般質問レベルという言い方がいいのかどうか分かりませんが、少なくともその発言、あれ何ですか、これ何ですかという勉強会的な質問ではなくて、その質問をすることによって、議員も勉強するし、行政も考えなければいけない、ほかのそれを聞いている議員の皆さんも考えるところがあるなというふうに思わせるような質問でなければ、私はその文書質問というのは意味がないというふうに思っています、それが公開されればそういった効果もあると思いますし、ある意味では一般質問的な能動的な質問をするという意味では、私は文書質問、大いに必要だというふうに思っていますが、先ほどちょっと本音と建前で、建前という言い方をしたので、ちょっとふさわしくないと思いましたが、本音の部分とはまた別のところで、それを悪用という言い方まではしませんけれども、間違った運用をしたとしても、それを防ぐ方法というのはなかなか難しいものもあったものですから、先ほどの発言になったんですけど、文書質問の必要性というのは、私はそういうところだというふうに思っています。

○白井議員 先ほども申しましたように、私としては賛否迷っているところではありますが、ただ、さっき言い忘れたというか、改めてこの文書質問制度のメリットの部分、メリットというか、やは

り議員として、議会として使っていくべきだなと思う観点がありましたので、そこをちょっとお話ししておきますと、私だけではないと思うんですけど、例えば、確かに時間は平等というか対等に与えられている機会があるということで、それが十分とは私自身は思っていないんですよ。例えば一般質問であっても、委員会での質疑であっても、もう少し掘り下げたい部分というのはやはり出てくるわけなんですよ。そういったところを、例えば文書質問の中で補うということもできるでしょうし、さっきちょっと斎藤議員もおっしゃったように、一般質問は1時間、それはそれで時間をどうとられるかというのは、それぞれの議員の判断だと思うんですが、私としては、今頂いている報酬の中で十分な時間とは思っていないんです。

議会活動というのは、基本的に我々は行政と対して、やはりチェックしていく、そういう機能を求められているわけで、そこがでは、十分果たされているかという、僕はそうは思っていないです。ただし非公式な部分での職員もしくは行政とのやり取りの中で解決できる問題も多々あるというのは認識しています。私自身もそれでいろいろ解決している問題も多々ありますので、それはそれで否定はしないんですけれども、大切なのは表の場に出すということだと思うんです。それが文書質問という形で、今、四日市市のホームページを見ましたけれども、質問したことがきっちり書かれてあって、その下に回答、答弁かな、回答というのが書かれてあって、それが表の場できっちり公開されて、行政に対する指摘の部分を一定程度解消していくとか解決していく、明らかにしていく、それを文書質問という形で、一つの方法でやっている部分があるというのは、僕は議会活動としては適切な行為かなというふうには思っています。

○鈴木議員 分かるんですけど、議会活動として自分が考えている質問したいことを表に出してい

く、公開していく、僕もこれは意味があることだと思うんです。ただ、先ほども議論にもありましたけど、これを例えばほかの委員が委員会で、その内容を知り得ないというところが問題だなと思うんですよ。ここを文書質問の内容と回答をほかの委員会のほかの委員が知り得ない。知るためには時間差が必ずあるし、ここの問題を解決しないと、この文書質問の運用というのはうまく回っていかないと思うんです。（「公開は一緒ですよ」と呼ぶ者あり）一緒ですかね。僕はちょっとまだそのところが、すんと心の中に落ちていないということなんですよ。

○森戸座長 それはルール化なんじゃないですかね。例えば閉会中を出して、すぐ回答が出ればそうなんだけど、直近の委員会に報告するとか、そういうことなんだろうと思うんだよね。やろうと思えばそういうことはできる話かなと思うんですよ。

○片山議員 先ほどバリアフリーの話があったものですから、ちょっとあれなんです、私は先ほど鈴木議員がおっしゃったようなやり方とか、またほかの場で話し合っていくべき問題だろうということも、もちろんそうだなとも思うんですけれども、是非小金井市議会でも話し合っていたいただきたいなと思いますし、多分小金井市議会を傍聴しようとする障がいのある方ってすごく大変だと私は思うんです。これを全部、多分ユーストリームとかだって字幕があるわけではないですから、全部追っていくのはすごく大変なことだと思いますので、何らか考えていった方がいいなとは思っているんですが、言語障がいのある方を選挙応援したときに、やはりこういった文書質問といった制度があるということが、今はないのかもしれないんですけれども、今、現状では違うかもしれないけれども、やはりそういうものを想定しながら何か考えていくということもあっていいんじゃないかというふうに私は思います。

それとまた別に、小金井市議会是一般質問でも通告を出してもそんなに全部文書で出すとかそういうあれではなくて、そのときどきで口頭でやっていくわけなんですけど、ただ、やはり質問を精査していくとか、質問の精度を高めていくということを考えた上では、ある程度こういった文書での質問ということも、という制度があることによって精度を高めることになるのであれば、こういった制度があるということは意味があるのではないかなというふうに思っているところです。

○百瀬議員 先ほど私、小金井市議会、質問時間が少くないって言ったんですけど、他市に比べて、他の自治体に比べて少くないということであって、この24人の議員が実際、自分の活動の中でそれを多いと感じているか少ないと感じていることは、ちょっとまた別の話だと思います。そういった中で、斎藤議員からもあった、能動的に使う一つのツールということと、あと片山議員のおっしゃった精度を高めるという意味では、確かに中山議員のおっしゃっているいろいろな懸念があるということも使いようによっては懸念があるのは分かるんですけども、もうちょっと前向きにつくってみて、効率的、合理的な自分の活動に使っていきけるようなツールにしていくことが大事なのかなと思っております。

先ほど白井議員がおっしゃった四日市市のホームページに出ているということで、ちょっと私は見ていないので分からないんですが、解決のツールの一つにはなっているというようなご発言があったと思うんですが、そういった意味でも効率的、合理的という視点に立てば、ちょっと考えていくべきものであると思います。

○森戸座長 12時になりましたので、昼食のため、しばらく休憩します。1時再開でお願いします。

午後0時休憩

午後1時07分開議

○森戸座長 再開いたします。

午前中に引き続き、議会基本条例の素案たたき台、文書質問について協議をさせていただきます。

大体各会派のご意見は頂いたかなというふうに思っているんですが、ただ、まだ賛成か反対か判断ができないという会派もありまして、一度意見集約用紙にしてご意見を書いていただいて提出をしていただくという形にしたいと思うんですが、いかがでしょうか。それとももうちょっと何か、こういう資料が必要だとか、もし何かあればいただいて、次回、もうちょっと議論する必要があるかなと思うんですけど。

不一致で、もう議論する必要ないということにするのかということもありますけど、ただ、まだ判断しかねるという会派もあるので、もうちょっと調査を始め、議論をした方がいいかなと思うところもあります。いかがいたしましょうか。

今日の時点は保留して、継続ということで、集約用紙に書いていただくということでいいですか。

○片山議員 集約用紙にまとめていくということなんですけど、その中でもというか、調べてほかのこういった事例とか、やはりちょっと調査は必要だなとは思っているんで、それぞれでまた調査して、何か有効な事例があれば紹介していただくとか、そういうことがちょっと必要かなという気はします。

○森戸座長 分かりました。では、それぞれで調査をして、必要なものがあれば資料として提出していただくということでよろしいでしょうか。

では、そのように取扱いをさせていただきます。

これは集約をしたら、いつまでになりますか。次回が8月5日。前回の持ち帰りですよ。1週間前ですね。8月11日までに文書質問の回答を提出していただくということでよろしいでしょうか。これは午前中。では、これはよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

次に、行政報告と閉会中の委員会での所管事項

の質疑であります。ちょっと今、事務局の方をお願いをして、これは武蔵野市議会の継続審査の調査ということで特定事件、どういうふうに行われているのかを提出していただきました。議会事務局次長の方から、もし説明があればお願いします。

○飯田議会事務局次長 それでは、今お配りしましたのは、武蔵野市から頂きました特定事件継続調査件名表ということでございます。所管事項の質疑について、今、ちょっと懸案になっておられます。それで、定例会中は議会活動として、その会期中、議員の皆様が議会活動ができますので、本会議の一般質問とは別に委員会バージョンの一般質問のような形で所管事項ということで委員会の所管に属することをご質問されているかと思えます。これも所管事務調査というものは地方自治法上規定されているわけでございますけれども、そういったものは規定されていない中で議会活動ということを広く捉えて、委員会の中で所管事項という形でご質問されているかと思えます。

ただし、閉会中につきましては、継続審査議決をしないものについてはご質問できないこととなりますので、武蔵野市の事例を紹介しましたところ、こういった形で所管事務調査ではなくて特定事件ということで継続審査議決をして扱っているということでございます。ただし、武蔵野市につきましては、うちのように所管事項ということで自由にということではなくて、あくまで部局との調整で行政報告をしていただいて、それに対する質疑という形ではございますが、そういった形で特定事件ということで継続議決したものについて扱っていくというような方法をとっているということでご紹介いたしました。よろしくお願いたします。

○片山議員 議会事務局次長に質問なんです、行政報告に対する質疑とおっしゃったんですが、

ちょっとそこをもう少し詳しくお願いします。

○飯田議会事務局次長 武蔵野市につきましては、所管事項という形で、うちの方は自由にご質問されていると思うんですが、突然の質問を避ける意味合いもあり、行政報告をしてもらって、それに対する質疑をしているということでございます。ただ、うちの方は、小金井市の場合はそういった方法ではなくて、行政報告とは別に質疑がされているかなと思えますが、今、こちら、お配りしましたのは特定事件としても継続議決をしていない中で閉会中にああいう所管事項ということご質問されるというのが、ちょっと法律的にはグレート言いますか、ダークに近いところがございますので、そういったことが前回の議会基本条例のところでも申し送りになっていたかと思えますけれども、なるべく法的にホワイトに近づけるというか、そのためにご議論いただくことになってきたかなというふうに思っております。

○片山議員 すみません、それで武蔵野市はそれぞれの委員会で書いてあることが行政報告としてあったので、それを特定事件として継続調査というふうにしたということなんですか。これ、もともとその委員会が所管している事項がだあっと並んでいる感じがするんですけれども。ちょっとその辺をお伺いしたいなと思まして。

○飯田議会事務局次長 もともと武蔵野市でこの継続議決をしたきっかけというのが、議案も請願も陳情も全て閉会中にかかっていないことがあったそうなんです。ただ、行政報告だけで委員会が開けないということで、所管事項ということで継続審査議決をしてという形になっているそうなんです。

ただ、これは所管事項ということで、うちの方も確かにこういう何部に当たるのは扱うという形で各委員会決められていますけれども、それより更にもうちょっと詳しい形で所管事項として継続議決をしているという形なんです。ですから、

これのどれかに当てはまるだろうというようなことかと思えます。

行政報告につきましては、例えば議員の方でこういうことを行政報告してほしいという調整が整えば、行政報告してもらってという形はとっております、武蔵野市の場合は。突然委員会の中で、今、冒頭で協議会でこういうことを質問したいということで諮られて、上げていただいた後、全ての審議が終わった後、今、所管事項の質問がされていると思えますけれども、武蔵野市はそういうことではなくて、ちょっと事前の調整をして、もし質問したいことがあったら部局と調整をして行政報告をしてもらっているというようなことをやっているということを知っております。

○片山議員 すみません。そうすると、これはだから小金井市議会の調査と同じような扱いなんですよね、この継続調査という形で。ということは、最終的にやはり調査報告を出すというような扱いのものになるということなんですか。

○飯田議会事務局次長 所管事務調査とはちょっと違ってまして、所管事務調査だと地方自治法に規定がされていて、きちんと調査をして、それで中間報告あるいは報告という形でされているかと思うんですが、これはそうではなくて、単発といいますか、そのときだけの質問のためにあるような形かと思えます。ですので、特定事件という形になっていることですね。

閉会中にこういったことでご質問できるという形で。武蔵野市の場合は、先ほど来申し上げているように、自由に質問というのではなくて、あくまで行政報告をするに当たっても特定事件ということで議決をしていると。先ほども申し上げたように、何の議案も請願も陳情もかかっていないときに委員会で行政報告をするためにということで、こういった特定事件の継続議決をしているというふうに伺っております。

○五十嵐議員 小金井市議会は議案、陳情、請願

がないと閉会中の委員会というのは開かれませんが、ただ、武蔵野市はその三つがなくても、これで手続をして開く状態にしておくということですよ。それで行政報告がない場合もあるということなんですよ。ということですよ。

○森戸座長 何か特定事件というのは、今見たら狭山市議会も特定事件って、これ、やっていますね。特定事件というのは、ちょっと地方自治法上どういうふうに解釈したらいいんでしょうか。会議規則上。

○飯田議会事務局次長 委員会の閉会中に引き続き審査を行える事件ということで、例えば行政視察についても特定事件の継続議決をしているかと思えます。議案、請願、陳情以外に所管事務調査というふうに立ち上げている場合は継続案件として上がってくるかと思うんですが、こういった単発的なことですか、こういう所管事項的なものを上げている場合は、特定事件という単発的なものという形で上げるのが適しているかなというふうに思います。

○五十嵐議員 武蔵野市議会では定例会が終わるとき、最終日辺りにこれを全部、例えば文書で配るなり読み上げるかどうか分かりませんが、一応、この全部示した上で1回1回手続をするということなんですか。

○飯田議会事務局次長 そういった形で継続議決をしていると伺っております。

○森戸座長 ただ武蔵野市の場合は、行政報告をってもらうという形であって、所管事項の質疑ということにはなっていないわけですよ。

○飯田議会事務局次長 小金井市の場合は、今、所管事項ということで質問されていますけれども、今の時点ですと継続議決をしていないものについて閉会中にやっているということで、これは地方自治法上、法律上非常にダークなものに近いのかなと思っております。ですから、あくまでも閉会中に活動できるというのは、継続議決されたもの

に限られますので、こういった特定事件として議決しておくというのが一つの方策かなと思っております。もしくは、先ほど来ご論議もございますように通年議会にするとか、そういった形になるのかなと思います。

○五十嵐議員 所管事項のという、先ほどの座長の質問というか投げ掛けなんですけど、結局武蔵野市の例というか、先ほどの説明を聞いていると、こちらで用意した聞きたいことに関して、多分事前に調整をするなり伝えておいて、一旦向こうから行政報告という形をとっているということですよ。その行政報告という形をとってグレーのところをなくしているというか、弱めているというか。そういうことですよ、先ほどの説明を聞くとそういう解釈でいいんでしょうか。

○飯田議会事務局次長 行政報告として扱うにしても、行政報告のみでは開けないために、こういう特定事件の議決をしているという形なんですね。小金井市の場合は、そういった行政報告がなくても自由に質問しているというところがございますが、武蔵野市のように、こういった特定事件を継続議決しておけば、そういった所管事項の質問というのも閉会中、法的にはホワイトに近くなるのではないかなというふうに思っております。所管事項というのが、もともと地方自治法上規定がない制度で、所管事務調査というのはございますけれども、所管事項で自由に聞くという制度は、地方自治法上は想定されていない制度でございますけれども、こういった形で少なくとも閉会中、そういった事件として扱えるというふうにしておかないと、本当、閉会中の活動というのが制限される。あくまでも議案、請願、陳情でかかったものだけになると。

もし、議案、請願、陳情に付随してほかの市の方から一方的に行政報告するというのであれば、それも付随して委員会の中で報告というのはあるかと思うんですけれども、そのみでは、行政報

告のみでは開けないということから、こういった事件の議決をしているというふうにお聞きしておりますが、これを参考に小金井市の所管事項というものにちょっと応用できないかなということから、少なくとも所管事項を閉会中に質問するというためには、こういった継続議決をしておく必要があるのかなということで武蔵野市の例を参考に、ちょっと応用できないかということで、こちらにお示ししております。

○森戸座長 今、ちょっと調べたら、狛江市も特定事件の継続議決というのをやっているようなんですよ。だから、ちょっともう少しどの辺りがこれをやっていて、どういうふうな運用になっているのか調べた方がいいかなと思うんですが。

○斎藤議員 どこがどうやっているというよりも小金井市議会でこの問題をどういうふうに解釈して、これから必要なか必定ではないのかという結論を出せばいいんじゃないんですか。今でいえば、私は議会事務局次長がおっしゃっていることがすっとやはり落ちますよ。今までやっていることで、この議決だけすれば、行政報告も所管事項の質疑もできるという解釈を我々小金井市議会ですればいいわけであって、どこでどうしているからどうではなくて、小金井市としてどう考えるかで、私はそれで済むと思いますので、それ以上の調査は要らないと思います。

○森戸座長 ただ、ちょっといろいろと調べて、一番いいのでいった方がいいと思うんですよ。運用するに当たって、それはこの特定事件でいければいいんだけど、ただ、やり方ですよ。

○五十嵐議員 調べるとしても、どこまで調べられるかというのもあるんですが、若干調べてみるのはいいと思うんですけど、問題は所管事項という、今小金井市議会でとっている方式がグレーに近いという、そのところをどう解消するかと。

(「黒に近い」と呼ぶ者あり) 黒に近い、そうか。黒に近いグレーだということで、それをやはりど

う解消するかというところが大きなポイントかなというふうに思っているんですね。そういう意味では、事前に議決をしておく、議決の仕方というのちょっと調べてみる必要はあるかもしれませんが、そこはポイントは黒い部分の解消というところは、ちょっと認識を一致しておいた方がいいのかなと思うんですけど。

○森戸座長 それはそうだと思うんですね。ただ、ちょっと私がまだよく分かっていないのは、特定事件の議決ということと委員会で立ち上げている調査の柱とかいうのがあるではないですか。だから、どこまでを議決するのか。

○斎藤議員 これを特定事件という形で扱わないということは、特定事件として扱うことがふさわしくないということになってしまえば、行政視察もそれはおかしな話になってしまうという、先ほどの解釈があるわけですよ。私も確かにそれはそうだなというふうに思いますので。調べてください、私はもうこれで十分だというふうに自分なりに思っていますので、調べたいと思われる方は調べていただいて、もっといい方法があれば提案していただければと思います。

ただ、これは一刻も早く議会改革に関わらず議会運営委員会にかけて、議会基本条例とは別に一刻も早くやっておいた方が、私はいいのではないかなというふうに思います。下手すれば、どういう形でやるか分かりませんが、瑕疵ある議決なんていうふうにされないためにも、それはやっておいた方がいいと。

○森戸座長 あと、通年議会もあります、もう一つのやり方としては、どちらをとった方がいいのかということがあるので、今日、ちょっと通年議会をやっているところを出さなかったんですけど、それぞれ調べていただいて、通年議会で行くか、この特定事件の議決ということで行くかということも含めて検討をする。

もちろん、斎藤議員がおっしゃるように早急に

やった方がいいとは思うんですね。9月からでもできるのだったら、9月の最後の定例会でこういう議決をした方がいいと思うんですね。それは議会運営委員会にもかけなければいけないんですが。いかがですか。いや、もう座長が言うまでもなく、斎藤議員がおっしゃるように、もうこれで行こうやということであれば、それで議会運営委員会に投げ掛けたいと思うんですけど。

○片山議員 私も、その通年議会についてを少し研究したいなと思っているんですけど、ただ、斎藤議員がおっしゃるのは、今の状況の解消を早くということなので、それはそれでまた別で、議会運営委員会で議論してもいいんじゃないかなと思います。通年議会は、ちょっと新しい形なので、それはそれでまた別での議会改革としてやっていかなければいけない話かなと思うので、1回この場で通年議会については研究しながら、これについては武蔵野市の事例、参考になると思うので、私もそのまま、できれば早いうちに議会運営委員会で検討して、何らか9月議会に対応できることをしていてもいいのかなというふうに思います。

○森戸座長 いかがでしょうか。

○水上議員 議会基本条例の議論なので、私はやはり通年議会も含めて調査した方がいいと思います。斎藤議員が言われるとおり、緊急にやった方がいいということもあると思うんですけども、ただ、要するに議会のことは議会で基本的には決めるというようなことで、今直ちに何かすぐ問題になるということでもないと思うんですね。ですから、通年議会を含めて、どういう解決方向があって、それぞれどういうことなのか。長々と別に調査することはないと思うんですけども、ある程度やはり他市の事例を含めて、よく見ておいた方が、今すぐこれで行けるから、では、これに行こうというふうな形にはしない方がいいんじゃないかなというふうに思います。

○五十嵐議員 私は、所管事項のことだけは、ち

よって問題が現状あるということがはっきりしたので、そこは早目に解消することを考えた方がいいと思っています、通年議会と一緒に議論するよりも、やはりここは所管事項のこの問題をどう解決するかというところを先に急ぐべきではないかというふうに思うんですね。今7月で、また8月と、この会議が持たれますね、代表者会議が。その代表者会議、何回持たれるか。それからあと議会改革の関係で議会運営委員会も開かれますよね。とにかく9月には何とかしたいというふうに私も思いますので、そこら辺に、9月で解消することに焦点を当てて、ちょっと急いだ方がいいかなと、この所管事項の解消だけは急いだ方がいいかなというふうに思いますので、あんまり通年と一緒にするのはどうなのかなというふうに思います。

○齋藤議員 私、建設環境委員長なんですけれども、このまま何もないうまま9月の定例会で委員会が開かれることになれば、私は所管事項、できませんということで、委員会の運営はやらざるを得ないということになりますので、ここで決めるものではないということであれば、是非議会運営委員会の中でこれはやっていただきたいなというふうに思います。

○森戸座長 開会中はできるんですよ。閉会中なんですよね。だから、9月の一番最後の議長の発議の中でこれらを言うかどうかということなんです。

○齋藤議員 失礼しました。閉会中の委員会、次の閉会中の委員会です。それから、9月にそれを是正しておけば、その後の閉会中の委員会には所管事項の……。

○森戸座長 8月にあるのか、閉会中の委員会。

○齋藤議員 一番直近が8月6日にあるわけですね。では、それには私は所管調査はできないというふうに言わざるを得ないということ。大変申し訳ございません。

○森戸座長 そういう話になってくると。

○渡辺（ふ）議員 この特定事件というのは、例えば総務委員会では18項目あるんですけども、これは第2回定例会のときに出たものではなくて、第1回からずっと継続しているものを平成27年4月30日まで継続するのか。この結果が出たら、またなくなる、新しいものが出たりするのかとかかって、この辺はどうなんですか。同じなの。

○飯田議会事務局次長 こちらについては、どんなものが行政報告されるか分かりませんので、一通り書き連ねてあって、それで毎回継続議決をしていくと。

○森戸座長 これ、平成27年4月30日まで継続調査として、第2回定例会で言っているから、ここ、第2回で議決して終わりなんじゃないですか。違うの。毎回やっているの、これ。

○飯田議会事務局次長 一応、このときそういうふうな形でしているかもしれませんが、地方自治法上の規定によりまして、常任委員会及び議会運営委員会は議会の議決により付議された特定の事件については閉会中もなお審査することができるということで、閉会中に限ってはそういう議決がされていないと扱えませんが、確かにこういうふうに平成27年4月30日というふうにしてありますけれども、毎回継続議決という形になっているというふうに伺っています。

○渡辺（ふ）議員 そうすると、同じ、大体出てきそうな項目を上げておいて、何が来てもできるような形にしているということで、一つ一つ上げるんじゃなくて、これがあればどんな質問でもオーケーですよという下準備といいますか、網羅しているもの。

○森戸座長 これって、全部所管を書いているんじゃないですか。多分、全ての所管を。

○渡辺（ふ）議員 では、所管事務調査というのは、そのほかにはあるんですか。

○飯田議会事務局次長 所管事務調査というのが、

どういふのを立てているかまでは伺っていないんですが、所管事務調査とは別途のものでございます、こちらは。何か調査をして、何か報告していくというものではなくて、単発というような扱ひのもので特定事件というふうにしているという形です。恐らく武蔵野市も所管が例えば総務委員会は市民部の何課、何課とかいうような形であるかと思うんですが、そういう書き方ではなくて、扱っている業務について、なるべく具体的に網羅、もちろんこれでも包括的なんですけども、課の名前だけではなくて、ちょっと扱っている業務を書いているのかなというふうには思っております。

○森戸座長 小金井市は委員会条例の第2条で、常任委員会の名称、委員の定数及び所管は次のとおりとするということで、例えば総務企画委員会は企画財政部とか総務部とか、ずっと述べているわけですよね。だから、これがそのまま。（「もうちょっとやはりこういう形で詳しく、特定事件なので」と呼ぶ者あり）そうですね。そうすると、これがあれば、これだと所管事務調査の柱を立てなくても、委員会で何でも質疑ができるということになっていく。位置付けが違う。できるよね、できますよね。

○飯田議会事務局次長 あくまでもこの委員会条例で規定されている部や課のところに属する事項で具体的に扱っている業務の方を並べているのかなと思っております、この部や課に属さないものを自由にということではなくて、あくまでその委員会の。

○森戸座長 そうなんですけど、ここに関わっているものだったら自由に、これとこれと所管の質疑をしたいと言えばできるということですよ。

○渡辺（ふ）議員 そうすると、毎年同じ項目になる可能性もあるということ。

○森戸座長 毎年これになる。

○渡辺（ふ）議員 もうこれはこれ以上、新しいものは入らなくて、これで毎年行くということが。

分かりました。

○森戸座長 だからすごく、他の常任委員会の所管に属さない行政事務についてとか、総務委員会はうまく言っていますよね。当たらないところは総務委員会だよという話になっていて。

○宮下副座長 ちょっと問題提起も含めて言っておきたいのは、今回、議会基本条例は、現状あるものを条例にうたい込んでいくというのが基本的にあるんですけども、例えば今回のようにブラックに近いグレーとか、何かそういうような現状がそうなっているのであれば、例えば武蔵野市みたいに事前に打合せをして行政報告をやってもらって、所管事項という形で質問するというふうな、実質的には通告制度みたいになってしまいますけれども、そういうふうにはちょっとバージョンを変えて、今後、小金井市としてやるということの議会改革というふうに言っているのかどうか分からないけど、そういうのも考えてやると、要するに何が何でも小金井市の現状は変えないんだと、ブラックならブラックと言ってみろとうちは関係ないと、そういうスタンスではなくて、歩み寄ろうではないのという、そういう中で改革をするという方向性もありかなと、今、ちょっと聞きながら思っていました。

○斎藤議員 皆さんがおっしゃるとおりなんですけど、便乗して何か発言を刷り込むようなことはやめましょうよ。今までどおりやっていて、それで誰も文句言っていないんですから、その状況が手続上問題があるので、その手続をしましょうという、今話をしているだけですから、それに合わせて事前通告制度にしましょうという、その議論は全く私、していませんので、よろしく願います。

○五十嵐議員 だけど、私も宮下副座長の意見に賛成なんですけど、二つあると思うんですよ、今回の問題として、だから、ちゃんと武蔵野市みたいに議決をしておいて行政報告もできるようにし

ておくと。行政報告はそれでできるとしても、では、今、小金井市がやっている所管事項の、もうこちらからいって自由に聞くという、そのパターンもやはり問題だと思いますので、そこは宮下副座長が言うとおりに、悪いところは変えるというのにも必要だと思いますよ。

○森戸座長 というご意見もあって。ハンドブックでは54ページに常任委員会の所管事項についてというのがあって、所管事項の質問事項一覧の配付は正副委員長に配付、委員には配付しないこととしたと、この取決めしかないんですよ。前は何か事前に担当課に言うておいてほしいとかいうのがあって、若干そういうふうにした時期もあったかなと思うんですけど、現状はあれですよ、当日、このことについて聞きたいということをやっているわけですよ。

○斎藤議員 議会運営委員会の議論なんだろうと思うんですけども、それも今の状況でいえば、当日通告して、質問している側からしても、突然の質問なので、行政が全て答弁できなくても、そういう問題点があるので、次、定例会とかそういうところでという形で終わっているわけですよ。それが今、もし事前通告制度になれば、完全な答弁、パーフェクトな答弁を求める形になるし、直前に何かいろいろ市民要望であったことに対する対応とすれば、私は今までどおりでいいんだろうと思うんですよ。手続をやればやるほど、今度求めるものも多くなってきますから、現状で問題があるというのであれば、それは変える必要がありますけれども、手続を変えるために、本来いいとされているものを、問題ないというものを無理やり変える必要は、私はないと思いますので。

○五十嵐議員 問題があるからブラックなんじゃないんですか、さっきから言っているんですけど。

○森戸座長 手続すればいいわけですよ。

○五十嵐議員 手続をする仕方でしょう。私もそう思うんですけど。だけど、それは行政報告まで

は、事前に議決しておけばできると。だけど、所管事項が今の状況だとブラックだと。手続を変えなければいけないということではないんですか。

○斎藤議員 私の認識、違うんですけど、同じことを皆さんに議会事務局次長から説明されて、行政報告にしる所管事項にしる、要するに閉会中は基本的には質疑できないと、継続案件以外は発言ができない、質疑ができないというところがあるわけですよ。それがなくて行政報告も所管事項もやっていると。一方、片や武蔵野市はこの特定事件の継続調査の議決をした上で行政報告だけやっている。所管事項はやっていないという中で、小金井市は何をやればいいのかというと、武蔵野市と同じ手続をすれば行政報告も所管の質問もできる可能性がある。全く白かどうかというのは、これは裁判をやらなければ分かりませんが、我々はそれでいいんだというふうに判断して行えばいいのではないかなというふうに思いますけど。

認識がもし違うのであれば、是非言っていたいで。では、そちらの認識、私、そう理解していなかったんで、もう一度教えていただければと思います。

○渡辺（ふ）議員 この特定事件を決めておくと毎回議論ができると。堂々と所管事項も毎回できると。たくさんできると。つまり堂々とこれはできるんだというお墨つきをいただいたということになりますよね。そうすると、今までも結構長い時間かけてやっているわけですけど、毎回毎回。それが更に一般質問が堂々とやれるぐらいの、1対1でやれるわけですからというものになると思うんですよ。やはりそういう……（「心配することないよ、もともと長いんだから」と呼ぶ者あり）だから、そこまでうたってしまうということについては、さっきのブラックとかグレーとかということが、そこで言われていることと所管事項の整合性を今回きちんと与えるということの、な

ぜこっちはブラックで、なぜこっちはいいのかという辺りの違いというか、そういうのがちょっといま一つ分かりにくいんですけれども、それはどういうことになるんですか。この特定事件ということだけを決めておけば所管事項、その日でも何でも発言ができるみたいなことに。

○五十嵐議員 何かちょっと私、認識が違うので、改めて確認しますが、要するに行政報告をするにも特定事件として議決をする必要があるというのは、多分みんなそう思ったと思うんです。それは必要があると。でも、それでも行政報告と、今小金井市がやっている所管事項という、こちらから手を挙げて発言をするというのは違うんだと思うんですよ。それで、こちらから手を挙げて発言する今の小金井市の所管事項というのがブラックに近い。ということは、行政報告に対する質問だったらまだいいけど……。 (不規則発言あり) いや、そうではなくて、そういう説明をしたんだと私は認識しているわけ。それを今言っているだけです。私の認識が違うかどうかも含めて。

だから、今の状況をスムーズにやっていくためには、ブラックな状態ではなくてやっていくためには、少なくとも私はこれについて聞きたいと今まで思っていた人が事前に行政の方に通告なりをしておいて、行政の方から行政報告という形をとってもらって初めてブラックではなくなるというふうに、説明を聞いて思ったんですけど、そういうことではないんでしょうか。

○斎藤議員 では、議会事務局次長から答弁いただく前に。であれば、全部議会事務局次長につくってもらえばいいではないですか。議会基本条例も全部つくってもらえばいいですよ。議会事務局次長がいろいろな解釈があって、アドバイスがあった中で、我々はどういうふうに解釈するかです。ですから、行政報告だったらオーケーで、所管事項の質問だったらノーなんて、議会事務局次長は一言も言っていないですよ。武蔵野市では

そういうやり方をしていると。小金井市の今の所管事務調査を少しでも白に近づけるためには、この武蔵野市方式がいいですねと言っているだけであって、別にそれを否定しているわけではないと私は解釈しております。

○森戸座長 今、ちょっと渡辺(ふ)議員と五十嵐議員からもありましたし、斎藤議員からもあったんですが、いかがですか。

○飯田議会事務局次長 実は所管事項の質疑というのは、法律上、地方自治法上は想定されていないと。禁止もされていないところなんです。定例会中は議会としての活動が幅広く認められておりますので、委員会での一般質問的な感じで今質問がされていて、定例会中ということでもございますし、特別問題視はされていない。所管事務調査などに比べますと、所管事務調査につきましては、地方自治法上規定がございますので、それに比べれば、そういった法律上の規定がないという点では、やや所管事務調査に比べるとグレーっぽいところがございますが、定例会中の議会の活動ということで、本会議でやっているように委員会でその所管に関わることで一般質問的なことをされているというのは、まだ禁止はされていないところがございますので、よろしいのかなというふうには解釈しております。

ただ、閉会中については、閉会中の特定事件継続審査案件として議決されていないものについては扱えないことになっておりますので、何かしら議案、請願、陳情以外の質疑をするというふうになりますと特定事件の継続議決が必要だろうというふうなことで、先ほど来、ちょっと申し上げているところでございます。

○森戸座長 特定事件に関わる委員会での議員の質疑というのは、決してこれはブラックでも何でもないというか、きちんとしたルールをつくれればやれる話だと思うんですよ。だから、通年議会を採用して、通年だから1年間開会されているこ

とで、定例会と定例会の間の委員会で所管事項の質疑をするということを位置付けている県議会などもあるわけですね。県議会とか。だから、委員会の所管事項そのものがだめだということにはしない方がいいし、そのために何か規制をかけるということにはならないのかなど。多くなることは可能性はあるかもしれませんが。自由にできるわけですから。だから、10人いて10人がみんな所管事項の質疑をやってもいいわけですね。

○五十嵐議員 そうすると、要するにこの議決をしておけば、ブラックに近い部分は解消されるという認識でいいんですかね。

○森戸座長 そうですね。特定事件の議決で行うのか、通年議会で行うのか、このどちらかだと思うんですよ。

○内田議事係長 途中からで申し訳ないんですけど。結局、さっきの議論と同じになりまして、先ほどの第102条で、閉会中うんぬんという話があったと思うんですが、あそこの部分で結局ひっかかってきてしまうので、そこが一番の問題になってしまうということなんですよ。だから、閉会中の議決をちゃんととるということであれば、それはそれでまた第109条という部分がありますので、そこで持っていけるという形になるんですね。

○森戸座長 地方自治法の。

○内田議事係長 第109条の第8項ですね。委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。先ほどから話に出ている特定事件って、ここの特定の事件についてはと、ここの部分を使うんですけども、ここで持っていけるということになるので、ちゃんと法的根拠ができてくるということになるんですよ。ということです。

○森戸座長 ですよ。ただ、全体としては、今の在り方について是正をしなければいけないというのは一致するわけですね。ただ、さっき出たのは、ちょっと運用の面でもっと変える必要があ

るんじゃないかというご意見はあったんですが、全体は運用を変えていく、是正するという点では一致するのかなと思うんですけど。

だから、通年議会で行ってもできるし、この第109条に基づいて行うこともできるしということですね。あと運用をどうするかと。武蔵野市みたいに行政報告でやるかどうかというのは、ちょっと別の問題として考えた方がいいのかなど。それは議会運営委員会にお任せする、議会改革で、多分ここでは一致しないと思うので、変えた方がいいと思う会派が議会改革を出していただくということになっていくのかなと思うんですけど。

だから、柏市議会はこういうふうに書いているんですね。通年議会を柏市議会はとっていて、通年議会とは会期を通年とすると。これまでは会期はある一定の期間と定められ、それが終わると議会は閉会し、次の会期が来るまでは議会としての活動ができませんでしたと。しかし、会期を通年とすることによって、常に議会が活動できる状況となるため、議会の更なる活性化が期待できますというふうに書いてあります。これがいいかどうかは分かりませんよ、通年議会が。だから、通年議会として閉会中と言われた時期にも議会としての活動ができるようにするというやり方もあるし、この委員会規定に基づくやり方もあるということで、どちらをとった方がいいのかなというのはありますよね。

ということで、通年議会がもうちょっと議論しておいた方がいいんですかね。ちょっと冒頭、片山議員からも通年議会というのがあったんですが。

○片山議員 通年議会という項目は、今、どこでというのはないんですけども、ただ、やはりちょっとある程度資料的にどこの議会の通年議会はどのようなふうな運営になっているかというのは、ちょっと把握した上でないとなかなか議論はされないかなと思っています。

○森戸座長 そうしたら、この特定事件で議決す

るかどうかということで、ちょっともし合意ができれば、それで議会運営委員会に投げ掛けたいと思うんですよね。斎藤議員は委員長として、閉会中できないとおっしゃるので、確かに聞いてしまったらできないよね。

その運用については、もうちょっと議会運営委員会でもんでいただく、こういう意見もあるよと。武蔵野市はこういうふうに行っているというのものもあるけれども、一方で自由な質疑でこれまでどおりでやった方がいいという意見もあってという、二つの意見があるということをして議会運営委員会に投げ掛けるかどうかなんですけど。

○斎藤議員 基本条例策定代表者会議として、是非議会運営委員会の委員長に送付というんですか、よく分かりませんが、していただければと、私はそれを望みます。

○森戸座長 送付。総務企画委員会の委員長もいらっしゃる、厚生文教委員会の委員長もいらっしゃる、建設環境委員会の委員長もいらっしゃる。早く。いかがですか。いいですか。

○片山議員 ただ、市長会ほどから斎藤議員の発言もありましたけれども、ただ、今ここで話されただけのことであって、この所管事項について、こういう認識というのはここにいる議員しか分からないんですね。ですので、いきなりやはり次の閉会中の委員会で何らかの制限を加えてしまうというのは、私はちょっと疑問だと思っているんです。それがどういう取扱いになるかということについての説明は多少ありましたけれども、ただ、それがオーソライズされていない中で、余りいきなりの制限はしない方がいいというふうに私は考えます。

○小林議員 これというのは、何か制限がかかることなんですか。今までと全く同じ運用を行うために、どこにも規定されていないものを規定するんだと。全く同じ運用で、質問が増えるようなこともない、制限することでもないということと

りあえず決めて、やることだけやっておきましょうということとやることというのは可能なのかということと、閉会中にやって、多分これ、9月議会の最終本会議に議決できればいい話になるとすれば、あと2度、3度、やる場合ってあると思うんですよ。そういった意味では9月中旬に議決できるような方向で検討をしてくださいというような投げ掛けで間に合うのか、それもご回答いただけますか。

○飯田議会事務局次長 今までの質問の在り方に制限を加えないで、何とかホワイトに近づく形でどうかなということで、他市から聞いた形で武蔵野市の事例を適用できないかなということでお話しさせていただいております。ですので、あくまでやはり閉会中のそういう所管事項の質問というのは、ちょっとかなりブラックだということから、特定事件での継続議決をしていけば何とか運用できるのかなというところでご紹介をさせていただいているところでございます。

あと、9月定例会中の議決を目指してということとでございますが、8月の終わりに2回議会運営委員会がございまして、9月10日も今のところ予定ということで、まだ決定ではございませんが、そういうことで予定もされておりますので、もし、そこで結論が得られれば、9月定例会中に議決というのも可能かと思っております。

○森戸座長 9月中旬に結論を出していただくと。9月から実行に移せるようにするという方向性で、この代表者会議として議会運営委員会に持っていくということでどうでしょうか。当面の間として。運用は変えないで。

○片山議員 私はそういうふうな方向だと思っているんですけども、心配しているのは、この8月の閉会中なんですね。ここだけで話していて、次のときでいきなりということは、余りよくないというふうに思って、これまでどおりの運用をしながら、9月までにきちんと議会運営委員会で話

をしてということがいいということを意見として申し上げているということです。

○森戸座長 一応、ハンドブックも所管事項の質疑というのがあるので、現状では、なかなかだめだということにならないと思うので、この1回クリアする方向で、ちょっと各委員会で頑張ってくださいしかないかなと。

瑕疵ある議決とかいう話にはならないと思うので、議決はないので、質問なので、そこはちょっとその方向で、片山議員がおっしゃる方向でやるしかないかなと思うんですけど、どうでしょうか。（「言われなくてもちゃんとやります」と呼ぶ者あり）だって、さっき、ほら、受けないとかっておっしゃったから心配して。では、そういうことだそうなので、片山議員、大丈夫そうです。

（不規則発言あり）ほかの委員長。中山議員も受けますとおっしゃっているので大丈夫でしょう。板倉議員も大丈夫でしょう。ということで、では、議会運営委員会に投げ掛けさせていただくということで整理します。

行政報告の方は、ちょっとまた別の問題などもあるので、これは次の代表者会議に、こういうことになっていると、もうちょっと各市がということを含めてご報告をし、議論をさせていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。他市みたいにする必要があるのかどうか、本会議で行政報告をするところなどもあるので、行政報告の意味合いが各市違うという状況なんです。その辺りもちょっと議論させていただきます。でも、これは一歩進んで良かったですね。ありがとうございました。

では、今日はこの程度ですかね。何か皆さんの方でありますか。

○片山議員 それで、通年議会についてをどこでどうするかということだけ、ちょっと確認というか、検討していただければと思います。

○森戸座長 通年議会は、ここで出てきた問題な

ので。（不規則発言）議会運営委員会か。議会運営委員会だという声があるので、片山議員、議会運営委員会で、議会改革で提案するというので、よろしく願いいたします。

では、そういうふうをお願いいたします。あとはなかったか。

それで、一応、第2班の結論を頂きました。先日、第1班の班長と第1班の議論の部分をまとめてきました。第4条まで大体最終的な結論の条文はできてきています。あと、ちょっと第2班の班長からも説明をもらって、最終的にどうするかということになるかなと思いますので、斎藤議員とまた日程調整をさせていただければと思います。

第1班の班長とは引き続き、作業部会の部長とは引き続き8月にもう一度議論をすることになっておりますので、大体めどが見えてきているかなというふうに思います。皆様のご協力ありがとうございます。

では、以上で終わってよろしいですか。では、以上で、本日の議会基本条例策定代表者会議を終了いたします。お疲れさまでした。

午後2時05分閉会